

入札説明書

沖縄県教育庁働き方改革推進課

1 入札に付する事項

沖縄県教職員住宅管理業務委託

(1) 契約方法

一般競争入札

(2) 契約期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

(3) 業務内容

「沖縄県教職員住宅管理業務委託仕様書」のとおり

(4) 入札・開札の日時及び場所

日時：令和6年3月15日（金） 午後1時30分開始

場所：沖縄県庁13階 入札室

※ 入札保証金が納付済であることを証する書類又は保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したことを証する書類を提出してください。

(5) 契約に関する事務を担当する部局等の名称

沖縄県教育庁働き方改革推進課 健康管理班 担当：潮平

〒900-8571 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 行政棟13階（北側）

TEL:098-894-7883

FAX:098-866-2724

(6) 仕様書等に関する問い合わせ先

質問事項については、別紙「質疑書」により令和6年3月6日（水）午後3時までに、持参又はFAXで(5)の担当課まで提出してください。

なお、FAXで提出する場合は、必ず電話にて到着確認を行ってください。

(7) 入札金額

① 入札金額については、県が別に示す「維持補修業務費」と、入札者が積算する「管理業務費」を合わせた金額を入札書に記載してください。

② 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(8) 落札金額

入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とします。

(9) 入札保証金

① 入札保証金

見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付してください。ただし、次の場合は納付を免除することができます。

- ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- イ 国（独立行政法人、公社及び公団を含む）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合。

ウ 納付方法

- ・納付方法（現金納付、免除ア又はイ）を令和6年3月6日（水）までに連絡してください。
- ・現金納付の場合は、債務者登録票を令和6年3月6日（水）までに1(5)の担当者へ提出してください（FAXする場合は、後日、原本を提出してください。）。
- ・債務者登録票を受領後、納付書を発行しますので、最寄の金融機関で納付し、領収書の写しを提出してください。
- ・免除イの場合は、入札保証金免除申請書を令和6年3月6日（水）までに提出してください。

② 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を納付してください。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除されます。

- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出したとき。
- イ 国（独立行政法人、公社及び公団を含む）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証する書面（契約保証金免除申請書等）を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）

2 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

なお、無効の入札をした者は、再度の入札に加わることはできません。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印章若しくは重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (7) 入札条件に違反した入札
- (8) 連合その他不正の行為があった入札
- (9) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

3 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とします。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又は、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせることとします。
- (3) 入札執行回数は3回を限度とします。
- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき随意契約ができるものとします。
- (5) 最低制限価格は設定しません。

4 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。